

子ども・子育て支援新制度における認可定員と利用定員について

【認可定員】

教育・保育施設の設置に当たり認可若しくは認定され、その後の変更につき適正な手続きを経た定員

【利用定員】

子ども・子育て支援法第27条第1項の確認において定め、給付費（委託費）の単価水準を決めるもの

○利用定員を設定するための必要な手続き

- ・ 地方版子ども子育て支援会議等の意見聴取
(みなし確認の場合は市町村判断による)
- ・ 都道府県知事への協議

○利用定員の設定における考え方

- ・ 認可定員の範囲内で、施設・事業者からの申請に基づき、市町村が確認の手続きの中で設定
- ・ 全国一律の基準設定なし
- ・ 利用定員は認可定員に一致させることを基本
- ・ 恒常的に利用人員が少ない場合には、認可定員を超えない範囲内で利用状況を反映して設定すること
→ 直近の実利用人員の実績や今後の見込みなどを踏まえて適正に設定

○大阪市における利用定員の設定・算出方法

- ① 特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の利用定員は認可定員と同数を基本とする
- ② 利用定員は、1号・2号・3号それぞれの各年齢別に設定する。ただし、保育標準時間・短時間ごとの区分設定は設けない。
- ③ 特定教育・保育施設において利用定員の変更を希望する場合は、認可定員を上限とし、過去3カ年の5月1日現在の実利用人員の平均（小数点第1位切り上げ）以上の数で、施設・事業者からの申請により、大阪市が確認により設定する。
- ④ 新設の施設や施設種別の変更（幼稚園から幼保連携型認定子ども園など）および増築を行った施設の利用定員は実際の実利用児童数により設定する。

【利用定員の算出方法 1】 現行の施設・事業者が新制度に移行した場合

<認可定員より利用人員が少ない施設の場合>

認可定員 : 350人

| | H24年 | H25年 | H26年 |
|----------------|------|------|------|
| 利用人員 (5月1日) | 170人 | 160人 | 150人 |

3カ年平均 : 160人

↓
この施設の利用定員は 160人以上 350人以下で設定が可能。

↓
利用状況を反映した利用定員に設定

<認可定員より利用人員が多い施設の場合>

認可定員 : 100人

| | H24年 | H25年 | H26年 |
|----------------|------|------|------|
| 利用人員 (5月1日) | 120人 | 122人 | 124人 |

3カ年平均 : 122人

* 保育所では定員弾力化等により認可定員を超過した利用状況あり。

↓
認可定員の変更を検討 (例: 130人に変更)
(児童の受入可能最大数に変更)

↓
利用定員は 122人以上 130人以下で設定

* 連続する過去2年間常に実際の利用者数が利用定員を超えており、かつ各年度の利用率が120%以上である場合に利用定員の変更を行わない場合、法に基づく給付費の減算措置あり

【利用定員の算出方法 2】 新設の施設や施設種別の変更・増築などを行った場

<新設保育所（開所：平成27年6月1日）の場合>

◎各年の利用定員（上限は認可定員）

| | 1年目 | 2年目 | 3年目 | 4年目 | 5年目 |
|---------------------|--------------------|--------------------|--------------------|----------------------|-----|
| 開所日(6月1日) の児童数以上 | 5月1日 の児童数以上 (A) | 5月1日 の児童数以上 (B) | 5月1日 の児童数以上 (C) | (A) (B) (C) の平均以上 | |

新設保育所では開所後しばらくの期間は4, 5歳児の利用人員が少ない

↓
利用状況を反映した利用定員に設定

<幼稚園から幼稚園型認定子ども園に移行した場合> *平成27年4月1日移行

◎各年の利用定員（上限は認可定員）

| | 1年目 | 2年目 | 3年目 | 4年目 | 5年目 |
|----------|----------------|--------------------|--------------------|--------------------|----------------------|
| 1号 2号 | 4月1日 の児童数以上 | 5月1日 の児童数以上 (A) | 5月1日 の児童数以上 (B) | 5月1日 の児童数以上 (C) | (A) (B) (C) の平均以上 |

新たに設けた2号定員枠の利用状況に応じた利用定員設定が可能